

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和6年9月9日	有限会社勢田土石運輸 (法人番号 3230002010054) 代表者 岡田昇	富山県小矢部市矢 水町337番地	本社営業所	富山県小矢部市矢 水町337番地	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年10月24日、監査実施。5件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録 違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、 (3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7 条第5項)、(4)業務の記録違反(安全規則第 8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反 大部分不適切(安全規則第10条第1項)	2	2
一般貨物	令和6年9月9日	有限会社松波運輸(法人 番号9230002013613)代 表者松波進也	富山県射水市冲塚 原571番地	本社営業所	富山県射水市冲塚 原571番地	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年10月27日、監査実施。6件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録 違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、 (3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7 条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務 違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、 (5)運転者に対する指導監督に係る記録の 一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(6) 特定の運転者に対する特別な指導義務違反 (安全規則第10条第2項)	2	2

一般貨物	令和6年9月11日	有限会社山田運輸(法人番号6230002009440) 代表者山田孝成	富山県砺波市鷹栖505番地	本社営業所	富山県砺波市鷹栖505番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び法第17条第4項	令和5年6月15日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反記録なし(安全規則第8条)、(5)業務の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(安全規則第10条第1項)	5	5
一般貨物	令和6年9月30日	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605) 代表者長尾裕	東京都中央区銀座2丁目16番10号	信州立科営業所	長野県北佐久郡立科町大字芦田字青木屋敷1832-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年11月20日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項)、(2)点呼の記録違反不実記載(安全規則第7条第5項)	6	6
一般貨物	令和6年9月30日	有限会社カネコ運輸(法人番号4220002001912) 代表者守田耕作	石川県金沢市湊1丁目135番地6	本社営業所	石川県金沢市東蚊爪町ム3番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年8月3日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。